

岬ラグビースポーツ少年団規約

2009年 3月29日改正

第一章 名 称

- 第1条 本団は岬ラグビースポーツ少年団(以下団という)と称し、岬町スポーツ少年団に所属する。
事務局は団長宅に置く。
- 第2条 大阪府ラグビーフットボール協会に加盟する。

第二章 目的及び活動

- 第3条 本団はラグビーフットボールを通じて、明るく正しい運動の機会を与え、健全な心身の発達を図ることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成する為に、毎年4月1日より翌年3月31日までの期間次の活動を行う。
- 1) 他のラグビースクール及びスポーツ少年団との親睦交流
 - 2) ラグビーフットボールの練習と試合及び観戦
 - 3) 合宿等の野外活動 又、岬町スポーツ少年団主催の行事への参加
 - 4) その他目的達成に必要な事項

第三章 団 員

- 第5条 1) 本団の団員は、普段の活動に参加可能な地区に在住する小学生、中学生とする。
2) 未就学児童又は中学校卒業以上の希望者については別途決定する。

第四章 父 母 会

- 第6条 1) 団員の保護者を父母会会員とする。
2) 本団の運営は役員が行い、父母会はこれを援助する。

第五章 役 員

- 第7条 本団に次の役員を置く。
- 1) 団長、副団長、指導委員長、運営委員長及び指導員。
 - 2) 父母会会長、副会長、及び会計。

第六章 役員を選出

- 第8条 毎年3月期総会に於いて選出を行い、任期は1ヶ年として再任は妨げない。

第七章 役員の仕事

- 第9条 役員の仕事は次のとおりである。
- 1) 団長は団を代表して、管理、運営、指導の職務全般を司る。
又、岬町スポーツ少年団の役員として、岬町内の他団との交流親睦に当たる。
 - 2) 副団長は団長を補佐する。
 - 3) 運営委員長は団活動全般の管理、運営を行う。
 - 4) 指導委員長は団員の練習、ゲームの技能指導を行う。又、運営上の協力を行う。
 - 5) 指導委員は、団員の技能指導を行い、又運営上の協力を行う。
 - 6) 父母会役員は父母会を代表し団の運営に協力する。
 - 7) 父母会会計は団の金銭出納に関する業務を行う。
 - 8) 父母会班長は父母会会長、副会長の指示により、運営に必要な業務を分担する。
 - 9) 本団の役員は少なくとも1年に2回総会を招集し、安全対策、連絡事項、指導問題等活動に必要な事項についての協議を行うものとする。

第八章 会 計

- 第10条 団費等の会計は次のとおりである。
- 1) 団の会計は入団金、団費、補助金を以って賄う。
 - 2) 団費は一家庭で次のとおりで、2ヶ月毎に納入する。
これ以外に備品購入等で特別会費を徴収する場合もある。

団員1名の場合	2,500円/月
団員2名の場合	4,500円/月
団員3名の場合	5,500円/月
団員4名の場合	6,500円/月
幼児の場合	1,000円/月
 - 3) 入団金は岬町スポーツ少年団の定める所とする。
 - 4) 会計年度は毎年4月より翌年3月とする。
 - 5) 目的の行事(合宿、遠征、レクリエーション等)に必要な交通費及び費用はその都度実費の一部を徴収する。
 - 6) 既納の団費は返還しない。
 - 7) 指導員の公的出張に対して1回につき2,000円を支給する。

- 但し、実費がこの金額を超える場合は実費を支給するものとする。
- 8) 毎年年度末時点の繰越金の25%(但し前年度より繰り越した準備金を除く)を団の記念事業向け準備金として留保する。
 - 9) 中学生に対しては別途定める入団金のみを徴収し、行事への参加時に都度実費を徴収する。
 - 10) その期限内で、活動費の不足が生じた場合、記念事業向けの準備金を一時的に使用することが出来る。但し、年度末に赤字で返還できない場合は総会で承認を得る。

第九章 休団及び退団

- 第11条 健康上及び急を要する理由以外の長期休暇は、前月末までに申し出ること。
この場合にのみ、既納団費を繰越することが出来る。
- 第12条 退団については退団の届け出をもってこれを決定する。

第十章 経費の負担

- 第13条 入団する為に要する経費及び第4条に於いて生じた災害の医療費その他個人に帰する経費は団員の負担とする。
事故等については応急処置とし、スポーツ保険の加入を義務付けるものとする。

第十一章 事故に対する責任範囲

- 第14条 団員を指導する指導員及び父母会役員は全て無償の奉仕活動を行っているものであり団活動(付随関連する一切の行動)の全てにおいて発生した傷害及び死亡事故に対しては、スポーツ安全傷害保険(損害責任保険付)あるいは適応可能な自動車保険などの範囲内で解決することとし、それ以外に団や特定の関係指導員、父母に対して、一切の保障や法的責任を求めない事を誓約し、これを入団の条件である事を認めるものとする。

第十二章 慶 弔

- 第15条 他団の祝賀会の祝儀は交流に応じ支出する。
- 第16条 団員及び指導員本人が入院した場合は、見舞金5,000円を支給する。
- 第17条 弔事については次のとおりとする。
- 1) 団員及び指導員本人の場合は、弔慰金10,000円を支給する。
 - 2) 団員及び指導員本人の同居する家族の場合は、弔慰金5,000円を支給する。

第十三章 個人情報

- 第18条 団活動中の団員の怪我や発病に際し、病院等医療機関に団員を連れて行き診察を受けさせるほうが良いと考えられる場合には、必要に応じ次のことを認める。
- 1) 必要な範囲に限って、団が把握している団員の健康管理上の情報を医療機関に伝える。
 - 2) 団が医療機関から、団員の怪我や病気の状況、治療内容あるいは団がわかまえるべき注意事項について説明を受ける。
- 第19条 ホームページへの個人情報を含む写真掲載を認める。

第十四章 その他

- 第20条 団員及び保護者は入団の際にこの規約に同意するものとする。
- 第21条 規約の改正は総会の議決による。
- 第22条 この規約に定めなき場合は、役員会の協議によって決定する。